

平成23年 No. 1

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

制定理由

教員養成質保証等に関する国際共同研究推進のための教員に任期を付すことに
伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 1 月12日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 1 月13日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第 1 号

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教員の任期に関する規程（平成12年規程第13号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学教員の任期に関する規程の一部改正について

改正理由：教員養成質保証等に関する国際共同研究推進のための教員に任期を付すことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					(趣旨) 第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、東京学芸大学における教員の任期に関する規程を定める。 （任期を定めて雇用する教員の職等） 第2条 法第5条第1項の規定に基づき任期を定めて雇用する教員の職等に関する事項は、別表に定めるとおりとする。 （雇用される者の同意） 第3条 任期を定めて雇用する場合には、文書（別紙様式）により、雇用される者の同意を得なければならない。 （周知） 第4条 この規程を定め、又は改正したときは、東京学芸大学学報等により、広く周知を図るものとする。 （規程の改廃） 第5条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。				
別表					別表				
教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠	教育研究組織の名称等	対象となる職	任期	再任に関する事項	根拠
国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号	国際教育センター 外国人児童生徒教育部門	教授，准教授	5年	再任不可	法第4条第1項第1号
教職大学院担当	教授，准教授 （実務家教員）	3年	再任可	法第4条第1項第1号	教職大学院担当	教授，准教授 （実務家教員）	3年	再任可	法第4条第1項第1号
教員養成教育の評価等に関する調査研究	教授，准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号	教員養成教育の評価等に関する調査研究	教授，准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号
教員養成質保証等に関する国際共同研究	准教授，講師	4年	再任不可	法第4条第1項第3号					
附 則									
1 この規程は、平成23年1月13日から施行する。									
2 教員養成質保証等に関する国際共同研究担当教員について、採用等の事由が年度									

の途中で生じたことにより、年度の途中から任期が開始される場合の任期は、採用の日の属する年度を1年として取り扱うこととする。